第５次魚津市総合計画

【基本構想案】

魚　津　市

目　次

基本構想

第１章　魚津市の将来都市像 1
第２章　将来人口 2
　１．定住人口 2
　２．関係人口 4
第３章　分野横断的な視点 5
第４章　まちづくり目標 6
第５章　政策 7
第６章　目標を達成するための施策体系 11
第７章　土地利用の方針 13
　１．基本的な考え方 13
　２．ゾーン区分別の土地利用の方針 13
第８章　総合計画とＳＤＧｓの関係性 17
第９章　総合計画と総合戦略の関係性 19

基本構想

第１章　魚津市の将来都市像

将来都市像は、まちづくりを進めていく上で、全ての市民が共有するまちのイメージを示したものであり、10 年後の魚津市の姿を定めたものです。

～将来都市像～

ともにつくる　未来につなぐ
人と自然が輝くまち魚津

元号「令和」の出典となった万葉集の編者、大伴家持は、魚津を題材とした短歌に「片貝の川の瀬清く行く水の絶ゆることなくあり通ひみむ」と残しています。魚津の水の清らかさ、豊かさはおよそ 1,300 年前の万葉の時代より変わりなく、現在も脈々と大地を潤し続けています。

この清らかな水とともに、魚津の歴史は積み重ねられてきました。歴史の中で、優れた先人たちが生まれ、自らの力を惜しみなく発揮し、互いを認め合い、協力してまちを発展させてきました。現在、私たちが豊かな暮らしを送ることができるのは、まちの発展のために、つくり、つないできた先人たちのおかげです。

私たちには、この恵まれた自然と歴史を未来につなぐとともに、新たな時代に合わせて都市としての魅力を磨き、輝くまちを次の世代に引き継いでいく責務があります。

新たな社会常識の到来や、急速に進展する国際化の中で、私たちを取り巻く状況は目まぐるしく変化しています。先人たちがまちの発展のために力を合わせたように、私たちはこの変化に対応し、困難な状況にあっても市民一丸となり、幸せを感じられる真に豊かなまちを築いていきます。

過去から未来へ、魚津を愛する全ての人が誇りを持ち、夢を抱いて幸せな暮らしをつくり、つなぎ、輝かせていく「ふるさと　魚津」の主人公は私たちです。

第２章　将来人口

１．定住人口

令和 12 年（2030 年）に魚津市が目指すべき定住人口

38,000 人

本市の人口は、昭和 60 年の 49,825 人をピークに減少が続き、令和２年 10 月の本市の人口は、41,032 人となっています。今後も人口減少は継続し、魚津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン令和３年改訂版（以下「魚津市人口ビジョン」とする。）の長期的展望の最終年度である令和 42 年（2060 年）の本市人口は、22,043 人（国立社会保障・人口問題研究所による人口推計方法に準拠）と推計されています。これは国全体が人口減少時代に入っていることに加え、本市においては出生数が大きく減少するとともに、進学・就職等で本市を離れた若者のＵターン移動が少ないことが主な原因であると考えられ、これらに対応した取組を早急に行っていく必要があります。

魚津市人口ビジョンでは、令和 42 年（2060 年）において人口規模３万人を維持し、人口構造の若返りを目指すことを目標に掲げました。この目標を達成するため、合計特殊出生率の向上や若者の地元定着と図るとともに、Ｕ・Ｉターン等の還流を促進する施策を同時並行かつ相乗的に進めることにより、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力あふれる魚津市を維持することとします。

これらの考え方に即し、本計画の計画期間である令和 12 年（2030 年）に目指すべき人口規模を 38,000 人とし、人口減少対策にスピード感をもって取り組んでいきます。

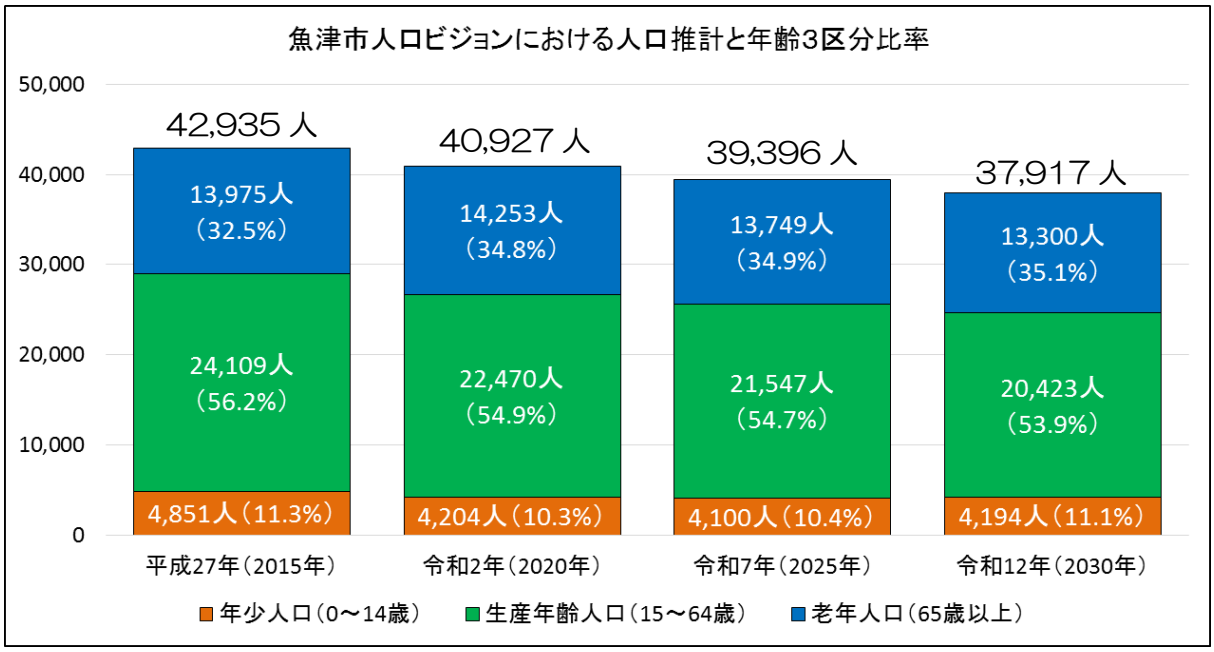

1 魚津市人口ビジョンにおける長期的展望

◎令和 42 年（2060 年）に人口規模３万人を維持します
◎人口構造の若返りを目指します

2 長期的展望達成のための目標

・合計特殊出生率の段階的な上昇を目指します
① 令和 12 年（2030 年）に 1.9 程度を達成
② 令和 22 年（2040 年）に 2.07 程度を達成
③ 令和 22 年（2040 年）以降は 2.07 程度を維持
・若者の地元定着を図るとともに、Ｕ・Ｉターンを促進します
① 令和２年～令和７年（2020 年～2025 年）の５年間の社会減０を達成
② 令和７年（2025 年）以降は毎年 20 人の社会増を達成

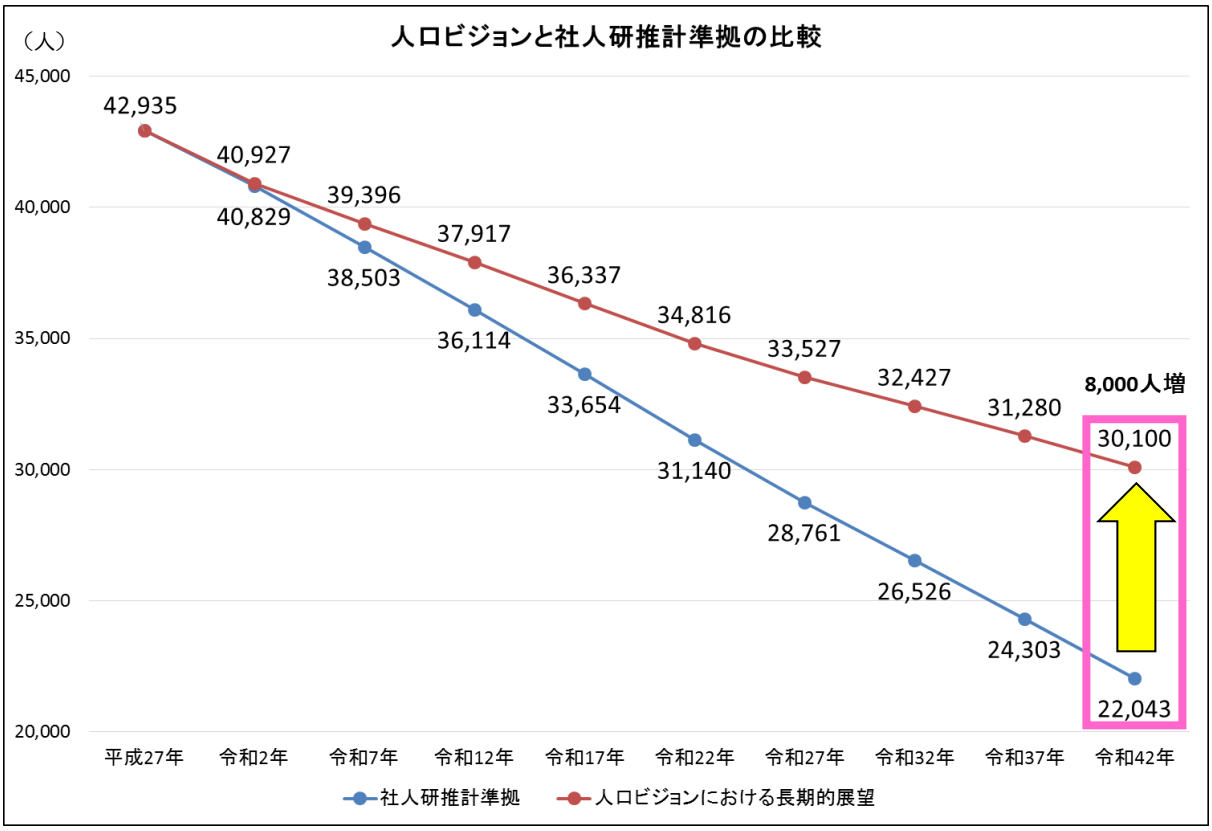

2．関係人口

関係人口は、地域や地域の人々と多様に関わる者とされており、観光や通勤・通学のために本市以外から流入する交流人口と定住人口の中間として位置づけられています。関係人口の具体例としては、その地域にルーツがあり、近隣や遠隔の市町村に居住する者、その地域にルーツはないが、過去にその地域での勤務や居住、滞在の経験を持つ何らかの関わりがある者、ビジネスや余暇活動、地域ボランティアをきっかけにその地域と行き来する者の４つに整理されています。

本市では、第４次総合計画において、定住人口と交流人口を加えた人口をまちづくり人口として設定し、本市で働き学ぶ昼間人口や観光客を増加させることで、まちの活性化を図ってきたところです。

本計画においては、本市の魅力的な自然や文化といった地域の特性を生かし、本市への新しい入り口をつくることで、関係人口の創出・拡大を図るとともに、関係人口との協働によるまちのにぎわいづくりに取り組んでいくこととします。

本市に関わりを持つ全ての人々が魚津市に対して誇りを持ち、多くの人々から注目を集める魚津市となるよう、関係人口の創出・拡大に努め、将来にわたって活力あふれる魚津市を目指します。

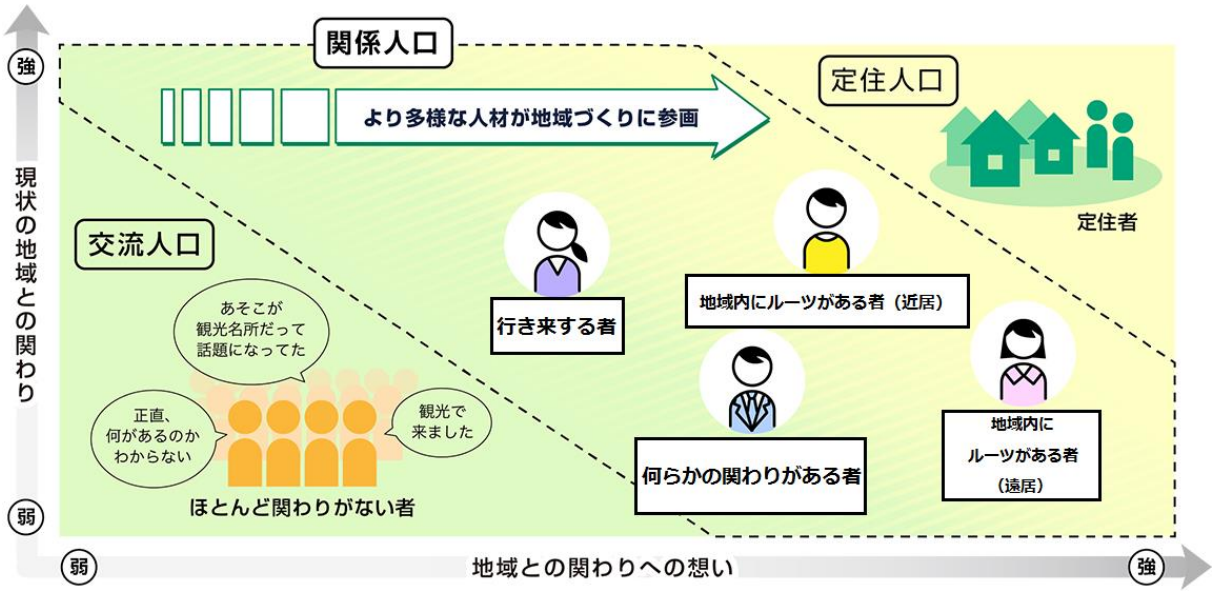

出典：総務省関係人口ポータル（一部本市修正）

第３章　分野横断的な視点

本市では、まちづくりの土台となる３つの視点のもとに、全てのまちづくりの取組を進めることとします。

1　市民参画・協働

市民の価値観が多様化し、行政だけでは解決できない地域課題が増えてきている一方で、市民意識の成熟化が進み、様々なボランティア活動や地域活動等を通して市民がまちづくりに参加する機会が広がってきています。そのような状況の中で、情報提供及び共有の場をつくり、市民活動・市民協働参画への意識を更に高め、市民一人一人がまちづくりの主役としての自覚を持てるような取組に努めます。また、市民と行政、地域と行政、企業と行政など、様々な形のパートナーシップを築きながら、それぞれが得意とする分野において役割を担い、市民参画・協働による自立したまちづくりを進めていきます。

2　持続可能なまちづくり

本格的な地方分権時代を迎え、社会経済情勢の変化や多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応していくためには、行財政運営の健全化が図られなければなりません。簡素で質の高い行政サービスの提供を基本としつつ、市民が夢と希望を持ち安心して暮らし続けることができるような政策実現に向けて、健全な財政基盤の確立と行政組織の最適化を図ります。その実現のため、公共施設マネジメント（総量抑制や有効活用）の着実な推進、ＩＣＴの活用をはじめとする業務の効率化、民間のノウハウや手法を生かしたサービス提供とコスト縮減などに努めます。こうしたことにより、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていきます。

また、持続可能なまちづくりに必要な考え方として、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）と地方創生の視点を取り入れます。ＳＤＧｓの考え方は、人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持することを目的とした地方創生の取組に必要不可欠であり、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とＳＤＧｓの目指す 17 のゴールを本計画の各施策に関連付けることで、本計画、地方創生、ＳＤＧｓを一体的に推進していきます。

3　魅力的な地域資源の活用

本市には、東山円筒分水槽から洞杉群生地へとつながる水と豊かな自然を生かしたエリア、日本風景街道に登録された蜃気楼ロードを起点とする海岸エリア、松倉の山城を中心とした歴史文化エリアといった、３つの特色のあるエリアと、その中で培われてきた歴史・文化や産業、さらには地域で暮らす人々など、魅力的な地域資源が豊富に存在しています。こうした地域資源の魅力を全ての市民が共有しながら、観光や農林水産業、商工業などで活用し、地域産業の活性化に取り組みます。また、未来を担う子どもたちへのふるさと教育や市民一丸となった自然環境の保全、新たな魚津応援団の獲得など、産業だけではなく、あらゆる分野で本市の持つ様々な地域資源を最大限に活用し、活力と個性あふれるまちづくりを進めていきます。

第４章　まちづくり目標

序論で示した主要課題に対応し、本市が目指す将来都市像「ともにつくる未来につなぐ人と自然が輝くまち魚津」の実現に向け、３つの目標を柱に、市民一丸となってまちづくりを進めます。

1　ともにつくるまち

市民一丸となって『ともにつくるまち』

新たな時代にふさわしい市民参画と協働の取組による持続可能な市政運営と地域づくりを進めるとともに、災害や犯罪のない安心につつまれた日々の暮らしを実現するため、市民・地域・企業・行政などあらゆる主体が一丸となった『ともにつくるまち』を目指します。

2　未来につなぐまち

命・健康・幸せを『未来につなぐまち』

安心して子どもを産み育てられる環境整備とたくましく心豊かな人材育成を図るとともに、全ての世代が健康で支え合いながら幸せを感じられる暮らしを実現することにより、命・健康・幸せを『未来につなぐまち』を目指します。

3　輝くまち

人の暮らしと産業が『輝くまち』

先人から受け継いだ魅力ある地域資源や地域特性を生かした産業基盤の底上げを図るとともに、快適な生活環境と活力あふれる都市形成を実現することにより、人の暮らしと産業が『輝くまち』を目指します。

第５章　政策

将来都市像の実現のための柱となる３つのまちづくり目標の実効性を確保するため、13の政策のもとに、まちづくりを推進します。

1　ともにつくるまち

政策１　市民が主人公のまちづくり

市民一人一人が地域に対する愛着や誇りを持ち、地域の身近な課題解決に主体的に取り組んでいける環境づくりを推進し、あわせて地域のリーダーとなる人材育成に努めます。

また、男女の区別なく、誰もが個性や能力を十分に発揮でき、互いに尊重することのできる環境づくりに努めます。

さらに、本市の魅力ある地域資源を市内外へ発信するとともに、市政情報を市民目線でわかりやすく提供するため、多様な媒体を活用し、積極的な情報発信を行います。

施策　市民参画・協働の推進、情報の発信と共有

政策２　人と人とがつながるまちづくり

様々な主体同士が、多様なパートナーシップを築き、それぞれが得意とする分野で役割を果たし、より多くの知見を取り入れたまちづくりの実現に向けて取り組みます。

未来の魚津を担う若者が住みたくなるきっかけづくりに取り組むとともに、魚津とのつながりを持つことを誇りに思えるまちづくりに努めます。

施策　多様な交流と連携の推進、定住対策の充実

政策３　安心・安全なまちづくり

災害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう自主防災組織の活動支援を行うとともに、防災訓練や防災資機材の整備に取り組むなど、地域の防災力の更なる向上に努めます。

また、犯罪の未然防止に向けた環境づくりに努めるとともに、市民一人一人の防犯意識を高める取組を推進します。

さらに、子どもや高齢者が安全に通行できる歩行者空間の確保に努め、安全で安心な交通環境の整備実現のため、交通事故の実態に対応した道路安全対策に取り組んでいきます。

施策　災害等危機管理体制の充実、日常生活の安全確保

政策４　環境に配慮したまちづくり

まちにうるおいと安らぎを与える水と緑を守り、次の世代へとつないでいくため、市民一人一人の環境問題に対する意識を高め、自然環境の保全と持続可能な循環型社会の形成に取り組むとともに、令和 32 年（2050 年）までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにする「ゼロカーボンシティ」に挑戦します。

また、清潔で美しい生活環境やまちの美観を維持するため、公害防止対策やまちの美化活動に取り組むとともに、空家・空地の予防や適正管理の啓発を行います。

施策　水と緑の保全と活用、快適な生活環境の保全と向上、地球温暖化防止対策・循環型社会の構築

政策５　効率的で柔軟なまちづくり

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の循環により推進される行政運営システムの確立を図るとともに、事務事業全般において、常にコスト意識を持ち、新しい時代に即した柔軟な行財政運営を推進します。

また、県や近隣自治体との情報交換と連携を図りながら、広域的な視点に立った行政運営に取り組み、市民の利便性の向上と地域の活性化につなげます。

さらに、多様化する市民ニーズに対応するため、固定観念や組織の枠にとらわれることなく、行政課題の解決に積極的に取り組み、市民から信頼される市役所となるよう努めます。

施策　持続可能な行財政経営の推進

2　未来につなぐまち

政策６　安心して産み育てられるまちづくり

誰もが安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つよう、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援に取り組むとともに、子育て家庭の多様なニーズに対応した子育て環境の整備に努めます。

また、妊娠中、産後及び乳幼児期における健康診査等の体制を整え母と子の健康づくりを支援するとともに、個々の家庭環境に応じて困りごとを相談できる体制を整えます。

さらに、子どもを欲しいと願う全ての市民の希望実現のため、子育て家庭の経済的負担の軽減をはじめ、子育て家庭を支援するための多様な保育サービスなど各種取組の充実や子どもが安心して活動できる環境の整備を図り、子どもたちの笑顔あふれるまちづくりに取り組みます。

施策　切れ目のない子育て支援の推進、子育て環境の整備

政策７　誰もが学び豊かな心を育てるまちづくり

ふるさとに愛着を持ちグローバルに活躍できる人材の育成を目指します。そのため、教育の質の向上及び一層の教育環境の充実に取り組みながら、子どもたちの豊かな心、確かな学力、健やかな体を育んでいきます。

また、世代を問わず生涯学ぶことができる環境整備に取り組むとともに、郷土の自然・歴史・文化に対する愛着や誇りを育むふるさと教育の推進に努め、地域に貢献できる人材の輩出・確保につなげていきます。

さらに、芸術文化・スポーツの振興により、うるおいと活力を感じることができるまちづくりに取り組みます。

施策　学校教育の充実、生涯学習の推進、芸術文化・スポーツの振興

政策８　支え合いと寄り添いのまちづくり

医療や介護が必要になった場合においても、可能な限り住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、医療・介護・予防・生活支援等のサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムを推進していきます。

また、障がいのあるなしにかかわらず、市民の誰もが安心して暮らすことができる環境づくりを推進するとともに、支援を必要とする人の声に耳を傾け、互いに支え合い、困っている人に寄り添うことができる地域づくりに取り組みます。

さらに、持続可能な社会保障制度の運営に努め、真に支援を必要とする人々が適切な支援を受けられるような体制を維持します。

施策　高齢者の生活支援の充実、障がい者・生活困窮者の自立支援の促進、地域で支えあう福祉社会の推進、社会保障制度の適切な運営

政策９　いつまでも健やかなまちづくり

子どもから高齢者まで市民一人一人が生活習慣の改善や健康の保持増進に取り組める環境づくりを推進し、心と体が健康で充実した生活を送ることができるよう取り組みます。

また、高齢者がこれまで培ってきた豊富な経験と知識を生かし、地域社会の一員として多様な活動ができるよう、活躍の場の確保に取り組み、一層の健康寿命の延伸に努めます。

さらに、市民が生涯にわたってスポーツやレクリエーションを楽しむことができる社会の実現を目指し、ライフステージに応じたスポーツ施策に取り組み、いつまでもいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

施策　健康づくりの推進、いきいきとしたライフスタイルの実現

3　輝くまち

政策 10　魅力発信と交流のまちづくり

地域の観光資源に更に磨きをかけて、魚津の魅力を広く国内外に発信し、豊かな自然や歴史・文化を体験できる体験型観光や産業観光を充実させて本市を訪れる人を増やします。

あわせて、多くの人々が訪れる祭りやイベントの開催を支援するとともに、観光案内の充実とおもてなし意識の醸成に取り組みます。

また、近隣自治体と連携し、インバウンド事業をはじめとする広域観光を推進するため、受入体制の充実を図り、来訪者の満足度を高めます。

施策　観光の振興

政策 11　新たな価値と活力を創出するまちづくり

魅力あふれる地域の自然を生かし、既存ブランドの一層の価値向上と新たな特産品の開発を進め、市外に向けて魚津の農林水産業の魅力を力強く発信するとともに、担い手確保のための取組を進めていきます。

また、中小企業が安定的に経営を続けるための支援をするとともに、新規創業や企業立地を促す取組を進めていきます。

特に、若年者や女性が働きやすい環境を整備するとともに多様な働き方を支援し、雇用機会の充実につなげます。

施策　農業の振興、林業の振興、水産業の振興、工業・商業の振興、雇用・労働環境の充実

政策 12　安らぎとにぎわいのまちづくり

人口減少や少子高齢化の進行を見据え、人口構造の変化に対応し、生活サービス機能の維持と持続可能な都市づくりを実現するため、中心市街地への居住や都市機能の集約を目指すコンパクトなまちづくりを進めていきます。

また、美しい緑と都市景観の調和を図り、居心地がよく歩きたくなるまちづくりを進め、にぎわいを創出し、世代を問わず人々がまちに集える環境づくりを推進します。

施策　うるおいと緑のあるまちの形成、中心市街地のにぎわいの創出

政策 13　快適で住みやすいまちづくり

安心・安全な暮らしを守るため、多様な自然災害リスクへの対応と併せ、各種災害に強く回復力のある強靭なまちづくりを推進します。

また、快適な生活環境維持のため、道路機能の強化や住宅施策の推進、上下水道施設の適切な維持管理と、安定な事業運営に引き続き取り組みます。

さらに、身近な公共交通として生活の足となる鉄道・バス運行事業の維持確保と利便性の向上に努めます。

施策　災害に強いまちの形成、快適な道路機能の強化、住宅対策の推進、水道水の安定的な供給、下水道の安定的な運営、総合交通体系の整備

第６章　目標を達成するための施策体系

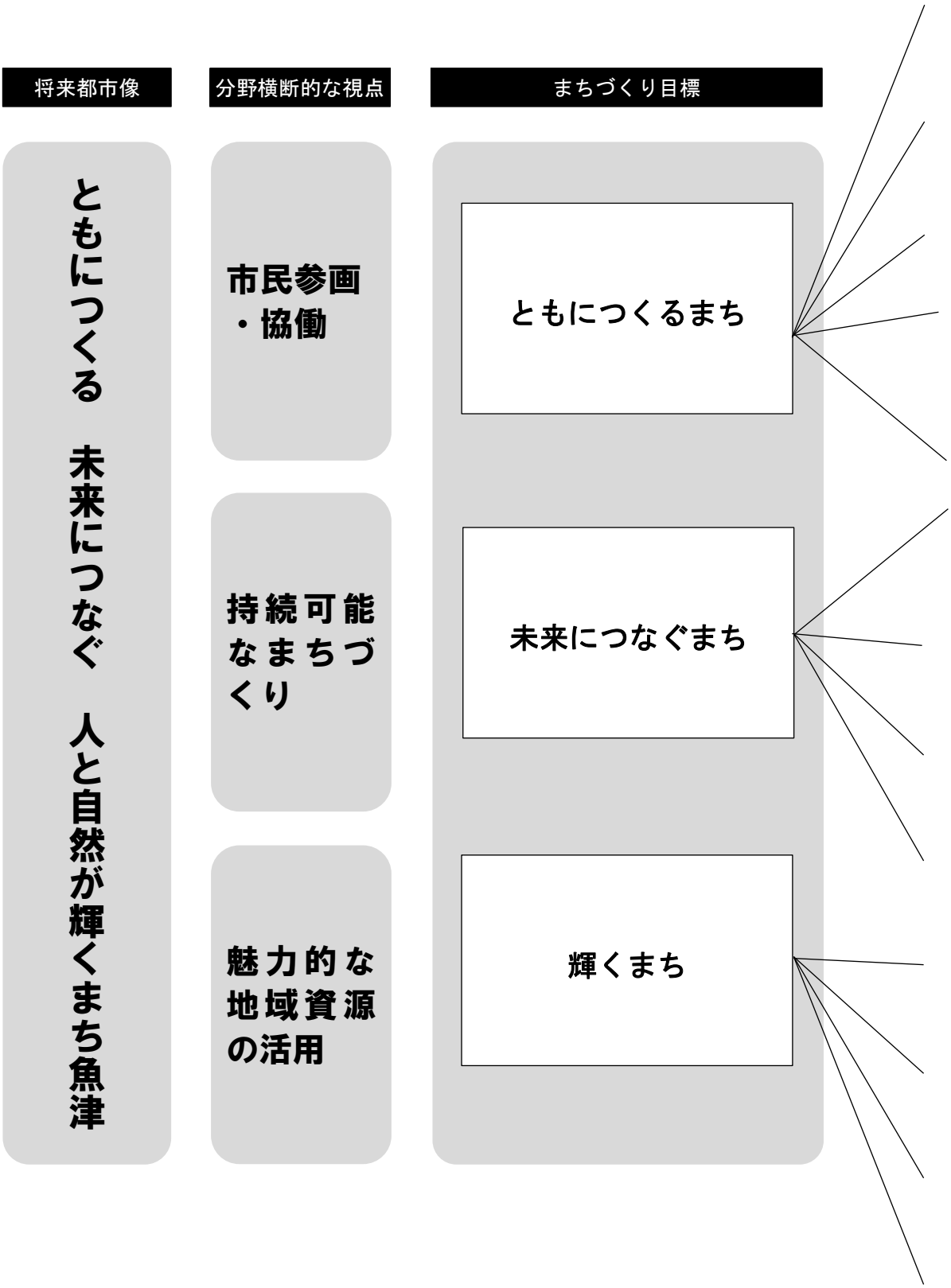

政策	施策
１．市民が主人公のまちづくり	１．市民参画・協働の推進 ２．情報の発信と共有
２．人と人とがつながるまちづくり	３．多様な交流と連携の推進 ４．定住対策の充実
３．安心・安全なまちづくり	５．災害等危機管理体制の充実 ６．日常生活の安全確保
４．環境に配慮したまちづくり	７．水と緑の保全と活用 ８．快適な生活環境の保全と向上 ９．地球温暖化防止対策・循環型社会の構築
５．効率的で柔軟なまちづくり	10．持続可能な行財政経営の推進
６．安心して産み育てられるまちづくり	11．切れ目のない子育て支援の推進 12．子育て環境の整備
７．誰もが学び豊かな心を育てるまちづくり	13．学校教育の充実 14．生涯学習の推進 15．芸術文化・スポーツの振興
８．支え合いと寄り添いのまちづくり	16．高齢者の生活支援の充実 17．障がい者・生活困窮者の自立支援の促進 18．地域で支えあう福祉社会の推進 19．社会保障制度の適切な運営
９．いつまでも健やかなまちづくり	20．健康づくりの推進 21．いきいきとしたライフスタイルの実現
10．魅力発信と交流のまちづくり	22．観光の振興 23．農業の振興 24．林業の振興 25．水産業の振興
11．新たな価値と活力を創出するまちづくり	26．工業・商業の振興 27．雇用・労働環境の充実
12．安らぎとにぎわいのまちづくり	28．うるおいと緑のあるまちの形成 29．中心市街地のにぎわいの創出
13．快適で住みやすいまちづくり	30．災害に強いまちの形成 31．快適な道路機能の強化 32．住宅対策の推進 33．水道水の安定的な供給 34．下水道の安定的な運営 35．総合交通体系の整備

第７章　土地利用の方針

１．基本的な考え方

本市では、人口減少社会や少子高齢化社会の進行などに対応するため、市民誰もが暮らしやすい都市機能集約型の中心市街地の形成を目指します。

また、産業構造の変化や定住・移住の促進などに対応するため、用途地域の見直しや低未利用地の有効活用、空家・空地の利活用などによる計画的な土地利用を目指すとともに、都市を取り巻く豊かな自然環境との調和を保つため、用途地域外においては、バランスの良い土地利用の配分と規制・誘導による無秩序な開発を抑制し、住み慣れた土地で快適に暮らせる住環境の維持・整備を目指します。

２．ゾーン区分別の土地利用の方針

1　高次都市機能コアゾーン

用途地域が指定されている地域及びその周辺を「高次都市機能コアゾーン」に位置づけます。行政、医療・福祉、商業、教育、観光機能などを集約し、市民誰もが快適に暮らすことができる都市機能集約型のまちづくりを推進します。また、以下のように細分化するとともに、魚津市立地適正化計画による都市機能誘導区域及び居住誘導区域に都市機能施設や居住機能の誘導を図ります。

（１）既成住宅地区

道路、公園等の整備や消防水利の充実に努め、密集住宅地の解消などにより、災害に強く、緑豊かなまちづくりを推進します。

（２）商業・業務集積地区

定住・移住を促進するため、都市基盤の整備、良好な都市景観の形成、魅力ある商業・業務施設の集積によるにぎわいのある空間を創出します。

（３）産業交流地区

既存の観光資源の機能充実を図るとともに、広く内外に発信し、恵まれた自然環境を生かしながらにぎわいのある交流拠点の形成を図ります。

（４）都市内工業地区

既存工場の環境改善を図るため、緑に囲まれた自然環境豊かな立地基盤の整備促進に努めます。

2　都市的生活ゾーン

国道８号以西の住宅地を形成する一帯を「都市的生活ゾーン」に位置づけます。既存の生活基盤の活用や中心市街地との近接性を生かした計画的な土地利用の推進などを行うとともに、地区計画や建築協定等の導入による密集住宅地の解消や生活に安らぎを与え活力を生み出す都市公園及び文化・観光施設の整備や保全に努めながら、良好な住宅地の形成を図ります。また、人口減少社会に対応し、用途地域内外における土地利用区分の明示と建築物等の適正な立地誘導により、都市機能集約型のまちづくりを推進します。さらに、以下のように細分化します。

（１）既成住宅地区

密集住宅地の解消や空家・空地の利活用など、居住環境の維持・向上を図っていきます。

（２）新住宅地区

急速な市街化の進展が予測されるため、土地利用の規制・誘導による無秩序な宅地開発の防止や、既存優良農地との調和に努めます。また、建築協定や緑地協定等の導入により、緑化されたゆとりある居住空間の形成を図ります。

3　田園環境共生ゾーン

国道８号以東の丘陵地（扇状地）を「田園環境共生ゾーン」に位置づけます。田園や自然環境を生かしながら住み慣れた土地で快適に暮らせるように、道路、上下水道等の生活基盤の充実による、居住性の維持を図ります。また、優良な農用地の保全に努め、無秩序な開発の抑制のもと、住宅用地と農用地などのバランスの良い土地利用の配分により、自然と共生した土地活用を図ります。

4　自然とのふれあいゾーン

緑豊かな山地が連なる一帯を「自然とのふれあいゾーン」に位置づけます。住み慣れた土地で快適に暮らせるよう、道路、上下水道等の生活基盤の充実により、集落地の居住性維持を図ります。また、豊かな自然の保護と環境の維持に配慮するとともに、健康で豊かな人間性を育むレクリエーションエリアとして、自然や歴史に触れ、学び、憩える場となる空間の創出を図ります。

土地利用方針図

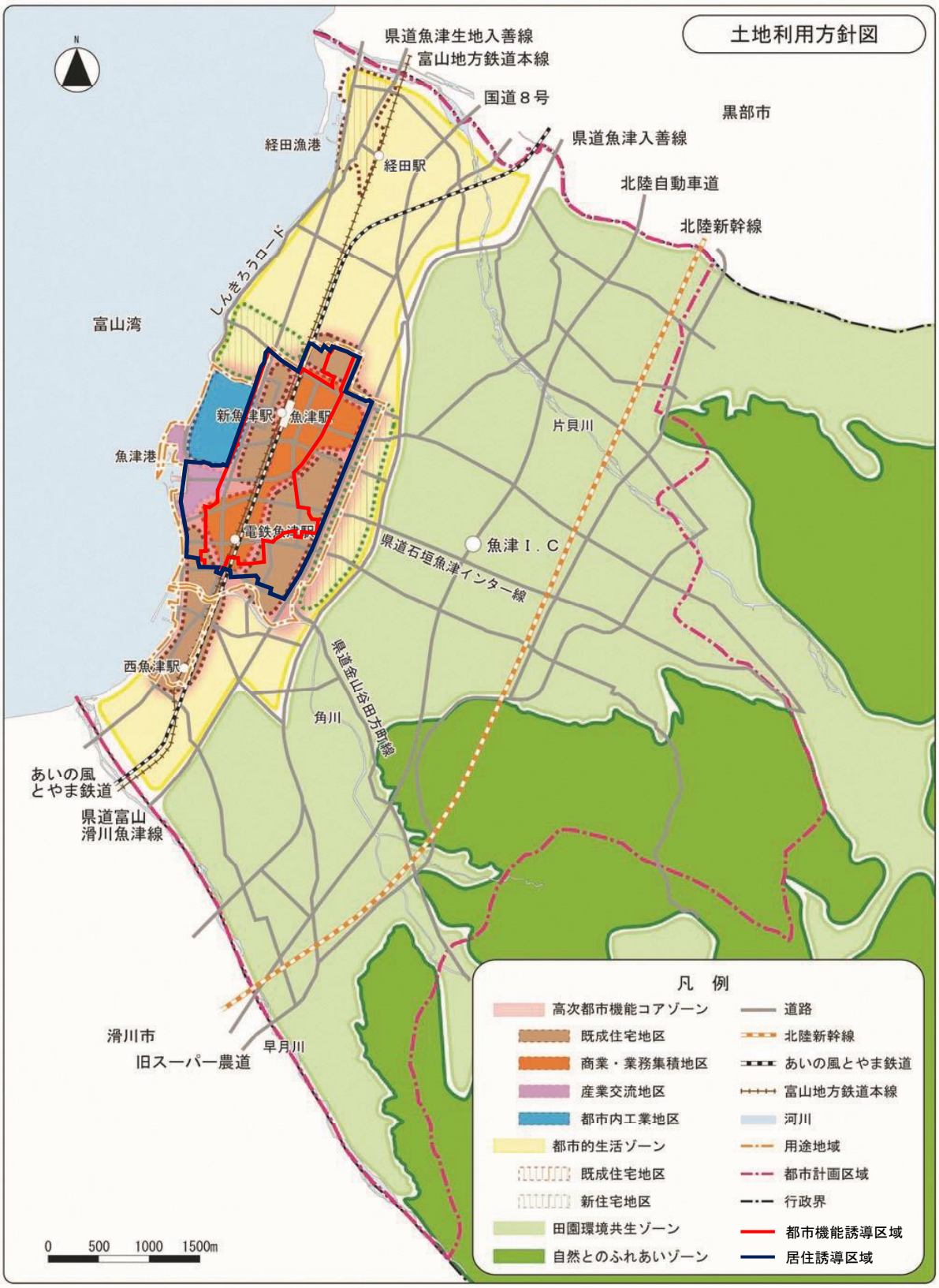

※出典「魚津市都市計画に関する基本的な方針（魚津市都市マスタープラン）」及び「魚津市立地適正化計画」

誘導区域図

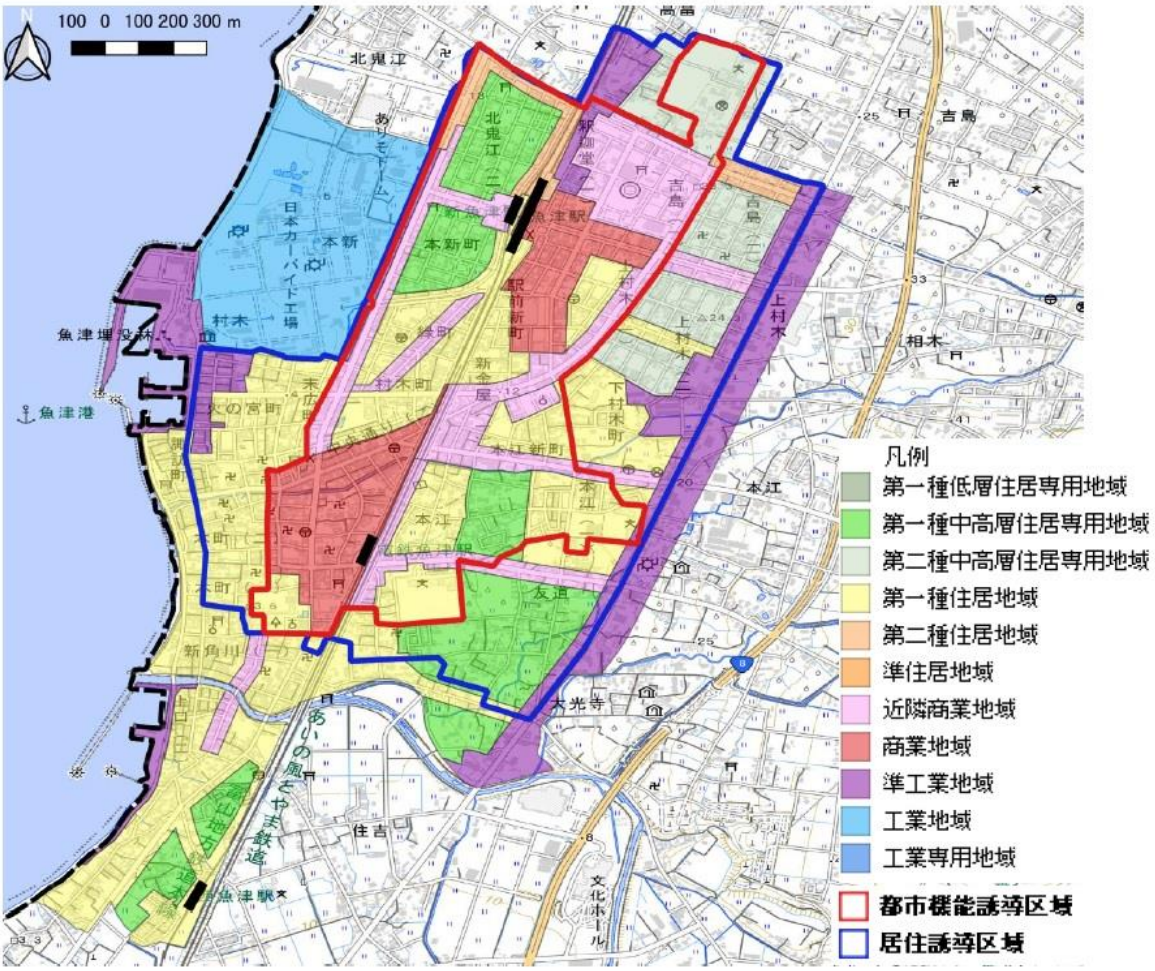

※出典「魚津市立地適正化計画」

第８章　総合計画とＳＤＧｓの関係性

“持続可能なまちづくり”実現に向け、本計画とＳＤＧｓを一体的に推進します。

ＳＤＧｓとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、国連加盟 193 か国が 2016 年～2030 年の 15 年間で達成するための目標として、2015 年９月の国連サミットで採択され、包括的な 17 のゴール（目標）とその下位目標である 169 のターゲットにより構成されています。

法的な拘束力はありませんが、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、地方自治体においてもＳＤＧｓに向けた取組が求められ始めています。

本市においても持続可能なまちづくりに必要な考え方として分野横断的に取組を推進していきます。

《５つの特徴》

◇**普遍性**：先進国を含めて、すべての国が行動
◇**包摂性**：人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」
◇**参画型**：すべてのステークホルダーが役割を
◇**統合性**：社会・経済・環境に統合的に取り組む
◇**透明性**：定期的にフォローアップ

《５つの要素》

◇**PEOPLE**　人間
◇**PROSPERTY**　豊かさ
◇**PEACE**　平和
◇**PARTNERSHIP**　パートナーシップ
◇**PLANET**　地球

持続可能な世界を実現するための17の目標とその内容

貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

質の高い教育をみんなに
すべての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女子のエンパワーメントを行う

安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

エネルギーをみんなに　そしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する

働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する

産業と技術革新の基盤をつくろう
レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業の促進、およびイノベーションの拡大を図る

人や国の不平等をなくそう
各国内および各国家間の不平等を是正する

住み続けられるまちづくりを
包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する

つくる責任　つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する

気候変動に具体的な対策を
気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる

海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する

陸の豊かさも守ろう
陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する

平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的制度の構築を図る

パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第９章　総合計画と総合戦略の関係性

人口減少対策に特化した取組を定めた総合戦略を重点施策として総合計画に位置づけます。

総合計画は、本市の最上位計画であり、市の全般的な施策展開や基本的な方向性を定めているものであるのに対し、総合戦略は、人口減少対策に特化した取組を定めたものです。本市において、人口減少対策は喫緊の課題であり優先的に取り組むべき施策・事業です。そこで、総合戦略を総合計画における重点施策として位置づけます。重点施策は、基本構想に掲げる将来都市像を実現するため、計画期間中に重点的かつ優先的に取り組む施策・事業となるものです。まちづくりの根幹となる人口の減少を抑制し、持続可能なまちづくりの達成に向けた取組を推進していきます。
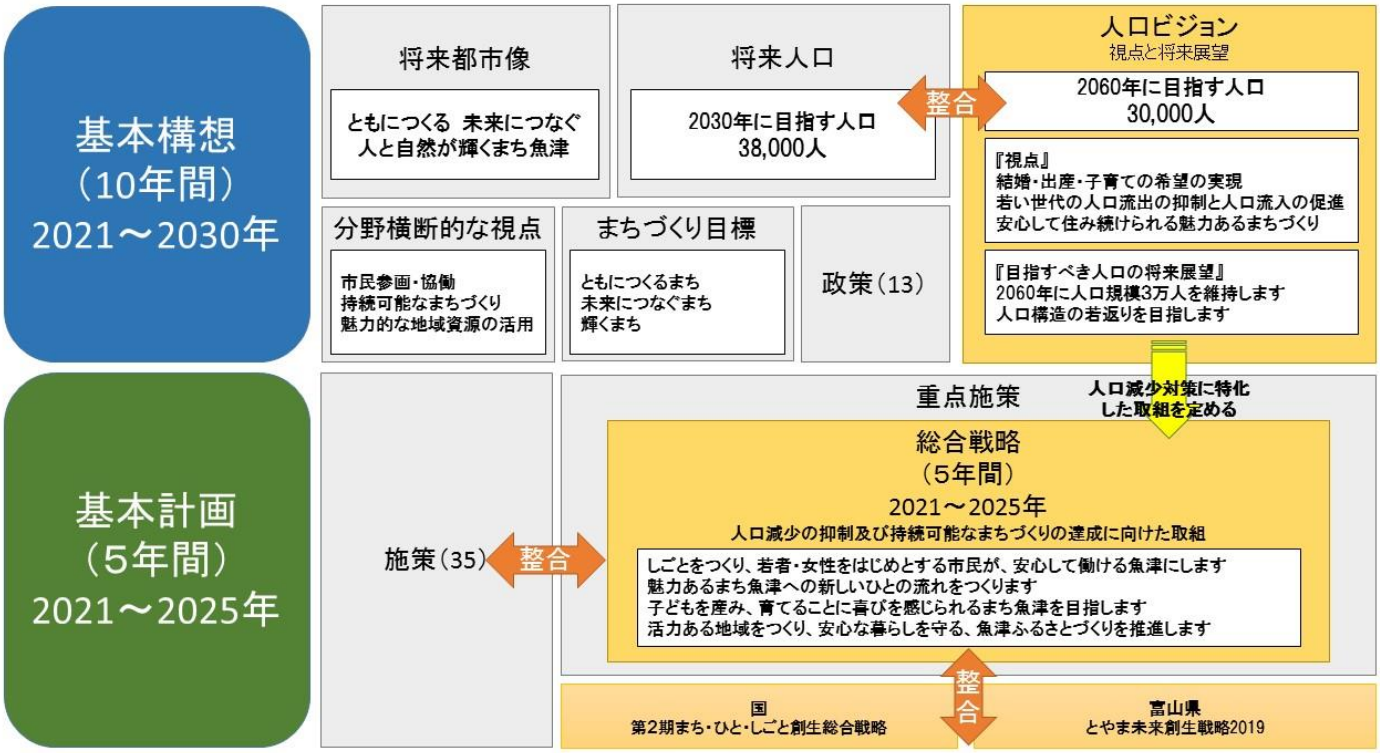
【総合計画と人口ビジョン・総合戦略の関係性】